

# 規 則

「千曲市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第2号

千曲市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市市民交流センター条例施行規則（令和2年千曲市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号を削り、同項第3号中「、高等学校」を削り、同号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 県内の高等学校又は高等専門学校が、その本来の目的のために利用するとき 100分の50。ただし、附属設備等の利用料金は、減免の対象としない。

第5条第2項第4号中「100分の100」を「100分の70。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、附属設備等の利用料金は、減免の対象としない。

別表中

「

パソコン	1台	1回当たり200円
プロジェクター	1台	1回当たり200円
プリンター	1式	消耗品実費
プラズマテレビ	1台	1回当たり200円
アンプ・マイク	1式	1回当たり200円
スキャナー	1台	1回当たり200円

」を

「

プロジェクター	1台	1回当たり200円
移動式映写スクリーン	1台	1回当たり200円
マイク	1式	1回当たり200円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の千曲市市民交流センター条例施行規則の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。